

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>本基金は、平成5年に設立されて以降、島根県内の林業労働に従事している者の就労条件を整備し、林業労働力の安定的確保、若い担い手の確保・育成を図ること、及び林業種苗の安定供給を図ることにより、本県林業の安定的な発展に寄与してきた。</p> <p>林業を取り巻く状況の変化や、金利の低下による基本財産運用収入の著しい減少など運営環境の変化に対応するため、平成19年度に設置した検討委員会において、これまでの取り組みの検証や事業の見直しを行い、平成20年度から新たな体系での事業を実施している。</p> <p>また昨年度以降、公益財団法人への移行に向けて事業内容の見直し、林業種苗需給安定基金事業の廃止などを行っており、今年度中に申請する段階になっている。</p>	B
組織運営	<p>島根県が示した「外郭団体に関する指導監督指針」に基づき、平成16年度から評議員会を重要事項の議決機能を有する経営委員会に変更し、運営方針等の審議を行っている。</p> <p>また、新公益法人制度への移行については、検討委員会を設置し、方向性などについて検討を行ってきた。</p> <p>県の人的関与について 平成15年度までは団体の役員に県職員が4名就任していたが、平成16年度からは経営委員会委員のみに3名の県職員が就任している。</p>	A
事業実績	<p>森林組合などの事業体の意見を踏まえ、人材育成、労働安全管理、雇用改善の観点から各種の助成事業を実施してきたが、年間を通じて安定的に従事する基幹的作業員の割合が、平成5年度の34パーセントから平成21年度には65パーセントとなり、作業員の平均年齢も平成5年度の58.7歳から平成21年度には47.2歳と若返りが図られた。</p> <p>また、各種資格取得や技術習得に対する助成を行った結果、成熟した県内の森林資源を活用するために必要な木材生産技術者の育成が図られてきた。</p>	A
財務内容	<p>自己資本比率92%、流動比率135%、借入金依存率0%と経営は健全であり、基本財産も17億円保有しており、基盤は比較的安定している。</p> <p>また、公益財団法人移行後のH24年度から6年間の事業を計画的に実施するために基本財産を355百万円取り崩し必要な財源に充てることとしているが、その後は運用益収入による安定的かつ継続的な事業運営を行うこととしている。</p> <p>県の財政的関与について 平成5～平成9年度に基本財産として、20億円を出捐し、H6年度に低金利対策として5千万円の県費補助を行ったが、それ以降、県の財政的支援は行っていない。</p>	C

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	林業の担い手確保と育成を図るために若年層対策を優先的に行っていく必要がある。そのためにフレキシブルな事業運営が課題となる。	基本財産を有効活用し、事業の重点化と効率化を図る。	効果的な事業となるよう引き続き指導する。
総合コメント	<p>島根県内の林業労働従事者の就労条件を改善し、林業労働力の安定的確保、若い担い手の確保・育成を図るため、人材育成、労働安全管理、雇用改善の観点から各種の助成事業を実施してきた。その結果、年間を通じて安定的に従事する基幹的作業員の割合の上昇、作業員の平均年齢の低下など若返りも図られつつある。</p> <p>成熟した県内の森林資源を活用するためには、本基金による林業労働力の安定的な確保、林業技術者の育成は重要な役割を果たすものであり、公益財団法人に移行後は、運用益収入と基本財産を有効活用し、計画的な事業運営に努めていく必要がある。</p>		